売買基本契約書

<u>鈴木</u>株式会社(以下「甲」という。)と<u>ダイヤモンド</u>株式会社(以下「乙」という。)は、乙が取り扱う商品(以下「本製品」という)の売買に関し、基本的事項を定めるため、以下のとおり契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(本契約と個別契約)

- 1 本契約は、本製品にかかる個々の本製品の個別契約に共通する事項について定める ものであり、甲および乙は、本契約および個別契約を遵守する。
- 2 甲および乙は、協議のうえ、個別契約において、本契約に定める条項の一部の適用 を排除し、または本契約と異なる事項を定めることができる。

第2条(個別契約の成立)

個別契約は、甲所定の注文書を乙に送付し、乙がこれを承諾する書面を発送することにより成立する。

第3条(発注)

- 1 個別契約にかかる発注は、甲が納入を希望する日の14日以上前までに注文書を乙に送付して行う。
- 2 前項の注文書には、発行年月日、品名、単価、数量、納入期日、納入場所、納入方 法等を記載する。

第4条(引渡し)

- 1 乙から甲への引渡しは、甲が注文書で指定した納入期日までに、甲が指定した納入場所に本製品が納入されたときに完了する。
- 2 納入費用は乙の負担とする。

第5条(検 品)

- 1 甲は、本製品受領後速やかにこれを検査し、本製品の瑕疵、数量不足、数量過剰、 品目違い等を発見したときは、直ちに乙に書面で申し出るものとする。
- 2 乙は、前項の申し出があった場合には、甲の指示に基づき、速やかに乙の費用負担により不足品または代品の納入、過納品の引き取り等を行う。

第6条(支払方法)

- 1 乙は、毎月末日、当月1日から末日までに甲の発注に基づき納入した本製品の数量 等を集計し、翌月15日までに、甲に対し、明細書を添付した請求書を送付する。
- 2 甲は、前項の請求書を受領した日から起算して7日内に何ら異議を述べないときは、請求内容を了承したものとみなす。
- 3 甲は、毎月末日限り(当日が土日祝日の場合はその直前の営業日)までに、乙の指 定する銀行口座に振込送金する方法により本製品の代金を支払う。

第7条 (所有権の移転)

本製品の所有権は、本製品の代金債務が完済されたときに移転する。

第8条(危険負担)

本製品の引渡し前に生じた本製品の滅失, 毀損その他一切の損害は, 甲の責めに帰すべきものを除き乙の負担とし, 本製品の引渡し後に生じたそれらの損害は, 乙の責めに帰すべきものを除き甲の負担とする。

第9条(品質保証)

乙は、甲に対し、本製品について、次の各号を保証する。

- (1) 第三者の有する工業所有権、著作権、肖像権、プライバシーの権利およびそ の他一切の知的財産権を侵害していないこと
- (2) 不正競争防止法の規定する不正競争に該当する行為をしていないこと
- (3) 甲が、本製品の品質に関し、もしくは真正品でないとして、甲の顧客または 第三者から苦情・クレーム等(訴訟を含むがこれに限られない。以下「苦情等 」という)を受けた場合、乙は、乙の費用負担で苦情等に対処し、甲が、甲の 顧客または第三者に対し損害賠償金を負担した場合、乙は、甲に対し、甲の負 担額と同額を支払う。

第10条(秘密保持等)

甲および乙は、本契約および個別契約において相手方の営業秘密および個人情報の開示 を受ける場合、別途これらの情報の管理について協議の上、その取扱いについて契約書 を作成するものとする。

第11条(解除事由)

甲または乙に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、相手方は、本契約および個別契約を解除することができる。

- (1) 本契約または個別契約に違反し、相当期間(14日)を定めて催告しても是 正されないとき
- (2) 関係官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき
- (3) 手形, 小切手の不渡りを発生させたとき
- (4) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立または破産、民事再生、会社更生 の申立があったとき若しくは清算のとき
- (5) 営業の譲渡または廃止をしたとき

第12条 (期限の利益喪失事由)

甲または乙に前条各号に該当する事由が生じたときは、当該当事者は、相手方に対し負担する一切の債務につき、期限の利益を失い、直ちに債務の全額を相手方に弁済しなければならない。

第13条(損害賠償)

甲または乙が本契約または個別契約に違反したときは、相互に当該債務不履行により生 じた通常損害を相手方に賠償する義務を負う。

第14条(有効期間)

本契約の有効期間は、本契約締結の日から2年間とする。ただし、期間満了の2か月前までに甲乙いずれからも何ら書面による申出がないときは、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第15条(専属的合意管轄裁判所)

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条(協議)

本契約および個別契約に定められていない事項または解釈上疑義が生じた事項については、その都度、甲乙誠意をもって協議決定する。

本契約の成立を証するため本契約書を2通作成し、甲乙各記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年5月3日

甲:住 所<u>東京都中央区3-3</u> 会 社 名<u>鈴木株式会社</u> 代表取締役<u>鈴木一郎</u>印

乙:住所東京都荒川区2-2会 社 名ダイヤモンド株式会社代表取締役鈴木太郎